孤立死・餓死・自殺等の悲劇を招くおそれのある 「生活保護法の一部を改正する法律案」に反対する会長声明

- 1 生活保護法の一部を改正する法律案が、本年5月31日、衆議院厚生労働委員会で一部修正のうえ可決され、同年6月4日、衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。 上記改正案については、①生活保護の申請が要式行為であるとの誤解を生じさせ、いわゆる違法な「水際作戦」を助長する結果を招くこととなる、②扶養義務者への通知の徹底など保護申請に対する一層の萎縮的効果を及ぼす、との二点において、看過しがたい重大な問題がある。
- 2 まず、改正案第24条1項については、当初、保護の開始の申請は、「要保護者の資産及び収入の状況」その他「厚生労働省令で定める事項」を記載した申請書を提出してしなければならないとし、同条2項では、申請書には要否判定に必要な「厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない」としていた。

しかし、現行の生活保護法は、保護の申請について書面によることを要求しておらず、申請意思が客観的に明白であれば口頭による申請も有効であるというのが確立した裁判例であり、申請時に要否判定に必要な書類の提出も義務付けていない。

ところが、当初の改正案は、生活保護申請について、申請書によることを要求し、さらに、申請書には要否判定に必要な書類の添付までも必須の要件としていた。このような改正がなされれば、生活保護を受けようと窓口を訪ねても、申請書の不備や必要書類が揃っていないということを理由に追い返すことも合法とされ、これまで申請権を侵害する違法行為とされてきた、このような、いわゆる「水際作戦」を合法化することとなる当初の改正案であり、これについては、到底容認できるものではないことは言うまでもない。

上記の批判を受けた形で、今般、与野党の修正協議の結果、改正案第24条1項の文言は、「申請は、第7条に規定する者が」を「保護を申請する者は」に、「提出してしなければならない」を「提出しなければならない」に、また、但し書きとして「当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない」を加え、また、同条第2項にも、同様な但し書きを加える旨の修正がなされ、可決された。

厚生労働省は、申請書や添付書類は必ずしも「申請時」に揃っている必要はなく、口 頭の申請も認める趣旨であり、現在の運用となんら変わりはないと説明している。

しかしながら、前記の修正をしても、申請書及び添付書類の提出が原則である以上、 保護の申請の際に申請書や必要な書類を添付しなければならないという誤解を生じさ せるおそれは払拭できない。結局、修正後の改正法案は、依然として「水際作戦」を助 長する結果を招くことになるおそれが極めて高いと言わざるを得ない。 生活保護の申請を行おうとする者は、生きる余力も乏しく、精神的に疲弊した状況で、ようやく福祉事務所の窓口に辿り着いているというのが現状である。自ら積極的な行動を起こすことが困難な者に対し、診断書等を揃えなければ申請を受け付けないという誤解が生じれば、少なくない者が申請を断念し、孤立死・餓死・自殺に追いやられるおそれが著しく増大する。

3 また、改正案第24条8項は、保護の実施機関に対し、保護開始の決定をしようとするときには予め扶養義務者に対して厚生労働省令で定める事項を通知することを義務づけている。さらに、改正案第28条2項は、保護の実施機関が、要保護者の扶養義務者その他の同居の親族等に対して報告を求めることができると規定し、加えて、改正案第29条1項では、保護の実施機関に対し、扶養義務者の資産や収入状況などについて税務署等に対する広範な調査権限を付与している。

現行法下においても、生活保護の申請を行おうとする者が、扶養義務者への通知により生じる親族間のあつれきやスティグマ(恥の烙印)を恐れて申請を断念する場合は少なくない。改正案による通知の義務化及び調査権限の強化が、申請を行おうとする者に一層の萎縮的効果を与えることは明らかであり、前記同様に少なくない者が申請を断念し、孤立死等の悲劇に追いやられる可能性が著しく高まる。

- 4 2006年(平成18年)に日本弁護士連合会主催の第49回人権擁護大会が釧路市で開催され、この大会において、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存権の実現を求める決議」が採択されている。当会は、その後、日本弁護士連合会が貧困問題への取り組みを始めた前記大会の開催地として、貧困問題を優先課題として取り組んできた。
- 5 今般の改正案は、一部修正された点を考慮しても、なお、いわゆる違法な「水際作戦」を助長する結果を招くおそれがあり、また、申請に対して一層の萎縮的効果を及ぼすことにより、客観的には生活保護の利用要件を満たしているにもかかわらず、これを利用することのできない者を続出させ、多数の自殺・餓死・孤立死等の悲劇を招くおそれがある。わが国における生存権保障(憲法第25条)を空文化させるものであって到底容認できない。

よって、当会は、改正案の廃案を強く求める。

2013年(平成25年)6月10日 釧路弁護士会 会長斉藤道俊